

(第139回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第139期報告書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
会計監査人監査報告書謄本
監査役会監査報告書謄本

 株式
会社 弘電社

事業報告

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかに回復しましたが、景気の先行きは、米国の政策動向や東アジア情勢等海外における懸念材料も多く、不透明感が続く状況となりました。

当業界におきましては、公共投資が底堅く推移し、また、民間建設投資も企業収益の改善等を背景に企業の設備投資が持ち直し、今後も底堅く推移していくことが見込まれておりますが、依然として労務単価や建設資機材価格の高止まりなどにより不透明な経営環境が続きました。

このような状況のなか、当社は顧客への技術提案等の営業活動を積極的に推進しましたが、大型完成案件変動の影響等により、売上高は339億83百万円（対前年度比8.9%減）と前年度を下回りました。損益につきましても、営業利益は16億93百万円（対前年度比5.9%減）、経常利益は17億15百万円（対前年度比8.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は11億52百万円（対前年度比5.0%減）となり前年度を下回りましたが、施工管理・施工方法の改善による資材コストの圧縮等の工事原価低減活動を積極的に行った結果、平成29年10月31日に東京証券取引所で公表いたしました通期業績予想の損益に対して、いずれも上回る結果となりました。

(1) 電気設備工事業

電気設備工事業では、積極的な営業活動を推進しましたが、大口案件変動の影響等により、受注高は241億円（対前年度比11.3%減）となり、完成工事高は254億38百万円（対前年度比10.9%減）となりました。

(2) 商品販売事業

商品販売事業では、主力の冷熱住設品が住宅関連物件で堅調に推移しましたが、重電品の案件減少の影響により、商品売上高は85億45百万円（対前年度比2.2%減）となりました。

事業別売上高

事業区分	第138期 (平成29年3月期)		第139期 (平成30年3月期)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
電気設備工事事業	百万円 28,556	% 76.6	百万円 25,438	% 74.9
商品販売事業	8,737	23.4	8,545	25.1
合計	37,294	100.0	33,983	100.0

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資について、特に記載すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区分	第136期 (平成27年3月期)	第137期 (平成28年3月期)	第138期 (平成29年3月期)	第139期 (平成30年3月期)
受注工事高(百万円)	22,258	26,750	27,185	24,100
売上高(百万円)	34,557	34,570	37,294	33,983
経常利益(百万円)	475	1,253	1,881	1,715
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	226	800	1,212	1,152
1株当たり当期純利益(円)	12.75	45.03	68.27	649.12
総資産(百万円)	26,544	26,261	28,798	27,340
純資産(百万円)	12,999	12,994	13,997	14,922

(注) 第139期の1株当たり当期純利益につきましては、平成29年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しましたが、株式併合が当期の期首に行われたと仮定して算出しております。

5. 対処すべき課題

今後の日本経済の見通しにつきましては、企業収益の改善と雇用・所得環境の改善が続くなかで各種政策の効果により緩やかながら引き続き景気の回復が期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響により景気の先行きは不透明な状況が続くものと思われます。

このような事業環境のなか、安定した収益及び事業の成長を実現するため、社会インフラ整備の一端を担う総合設備企業として高度な社会インフラ整備の実現に向けて取り組んでまいります。

【会社の経営の基本方針】

〔企業理念〕

当社は、企業倫理の確立とコンプライアンスの徹底を経営の最重要課題としております。その中で、弘電社は電気・電子の分野での電気工事と電気製品の販売に加え、その周辺の設備・システムに至る広い分野で、社会のニーズ、時代の変化を先取りする技術と想像力を基軸にテクノロジー最前線を担う企業であり、その目指すところは「創造する喜び」を通して新しい付加価値を顧客や社会に提供し、豊かな人間社会の実現に貢献することです。

〔経営方針〕

当社は、企業倫理の確立とコンプライアンスの徹底を経営の最重要課題として企業理念を追求してまいります。

その中で、次の5項目を経営方針としております。

- 顧客第一の精神に徹する
- 社会のニーズ、変化を先取りする技術者集団をつくる
- 人を活かし、人を育てる、人間尊重の企業を目指す
- 信用を高め、業界での確固たる地位を築く
- 適正利潤を確保し、企業発展の基盤を確立する

【中期的な経営戦略及び目標とする経営指標】

弘電社グループは、変化する顧客ニーズや市場環境を的確に捉え、以下に掲げる施策を展開することで、「質の良い持続的成長」を実現し、中期の経営目標の達成に取り組んでまいります。また、138期及び139期の業績を踏まえ、もう一段高い利益水準を目指し、連結経常利益率を3%以上から4%以上、ROEを5%以上から6%以上に見直しを行いました。

〔成長戦略〕

- 既存市場の維持／拡大及び事業基盤を共有する周辺事業や新規事業分野への取組強化
- 「リノベーション分野」での提案力強化
- 市場の拡大／開拓（含むグローバル展開）
- 「現場力（提案営業力・工事施工力・技術力）」強化への取組継続

〔経営基盤の強化〕

- 安全・品質の維持／向上
- 人財の確保・育成
- グループ・協力会社との連携強化
- 健全な財務体質の維持・向上

[経営目標]

弘電社グループを取り巻く市場の変化に対応し、持続的に達成すべきと位置付ける経営指標

- 連結売上高：350億円以上
- 連結経常利益率：4 %以上
- ROE：6 %以上

当社グループは、透明性の高い経営を実現し、経営者・従業員が一丸となって企業の社会的責任を果たすとともに、企業の存続と事業の継続を図るため様々なリスクを想定しそれに対応できるリスク管理体制を強化してまいります。

以上のように、当社グループは今後とも安定した受注・売上・利益の確保ができる体制とすることで、企業価値の維持・向上を図り「技術と創造力で、より豊かな人間社会の実現に貢献する」企業グループを目指し邁進する所存であります。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	親 会 社 が 所 有 する当社株式数 及 び 出 資 比 率	主要な事業内容
三菱電機株式会社	東京都千代田区	175,820百万円	897千株 50.6%	各種電気製品の製造・加工及び販売

(注) 当社の電気設備工事事業は親会社より屋内線工事等を受注し、商品販売事業は親会社より電気機器、冷熱住設機器等の商品を仕入れ、販売を行っております。また、当社は資金の集中管理を目的とした国内グループファイナンス（短期貸付、長期貸付）を利用し、預入（貸付）を行っております。

(2) 親会社との間の取引に関する事項

①当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項

- ・電気設備工事の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。
- ・商品の仕入の価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上、決定しております
- ・貸付利率は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

以上のように、当社は他の当事者との取引と同様に公正かつ適正な条件で親会社との取引を行っております。

- ②当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断およびその理由

当社は親会社から取締役を受け入れておりますが、複数名の独立社外役員がおり、当社の経営に対する適正な意見を述べられています。当社の取締役会はこのような状況のもと独自の経営方針、営業政策に従って事業活動を展開しています。また当社は親会社への価格交渉力を有する等、親会社からの一定の独立性が確保されていると考えています。

- ③取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
弘電工事株式会社	東京都中央区	20百万円	47.5%	電気工事請負業
弘電社機電工程 (北京) 有限公司	中華人民共和国北京市	1,000千米ドル	100%	建設技術コンサルタント事業 総合設備請負工事業
弘電社物業管理 (北京) 有限公司	中華人民共和国北京市	470百万円	100%	ファシリティー事業 ビルメンテナンス事業

7. 主要な事業内容

事業区分	事業内容
電気設備工事事業	屋内線工事、送電線工事、発電工事、通信工事、空調工事の設計・施工・請負
商品販売事業	汎用電気機器、産業用電気・電子機器、冷熱住設機器、昇降機等の販売

8. 主要な事業所

会社名	事業所名	所在地
当 社	本 社	東京都中央区
	東 北 支 店	宮城県仙台市青葉区
	茨 城 支 店	茨城県小美玉市
	東 関 東 支 店	茨城県小美玉市
	北 関 東 支 店	埼玉県さいたま市北区
	千 葉 支 店	千葉県千葉市中央区
	横 浜 支 店	神奈川県横浜市西区
	名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市千種区
	大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区
	中 国 支 店	広島県広島市中区
	九 州 支 店	福岡県福岡市博多区
弘電工事株式会社	本 社	東京都中央区
弘電社機電工程 (北京) 有限公司	本 社	中華人民共和国 北京市
弘電社物業管理 (北京) 有限公司	本 社	中華人民共和国 北京市

- (注) 1. 平成30年4月1日付をもって、関東支店を新設いたしました。
2. 平成30年4月1日付をもって、横浜支店を横浜事業部と名称変更するとともに交通事業部と横浜事業部を統括する南関東支店を新設いたしました。

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
646名（5名減）	44.0歳	17.4年

(2) 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
559名（3名減）	44.2歳	18.4年

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	310百万円
株式会社みずほ銀行	300百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	100百万円

(注) 平成30年4月1日付をもって、株式会社三菱東京UFJ銀行は株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 4,000,000株

(注) 当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、平成29年10月1日を効力発生日とする株式併合（普通株式10株を1株に併合）を実施いたしました。これにより、発行可能株式総数は36,000,000株減少し、4,000,000株となっております。

2. 発行済株式の総数 1,794,000株

(注) 当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、平成29年10月1日を効力発生日とする株式併合（普通株式10株を1株に併合）を実施いたしました。これにより、発行済株式総数は16,146,000株減少し、1,794,000株となっております。

3. 株 主 数 1,530名

4. 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
三 菱 電 機 株 式 会 社	897千株	50.6%
三 菱 地 所 株 式 会 社	58千株	3.3%
弘 電 社 従 業 員 持 株 会	58千株	3.3%
田 中 憲 治	36千株	2.0%
ネ グ ロ ス 電 工 株 式 会 社	23千株	1.3%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	23千株	1.3%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	23千株	1.3%
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	17千株	1.0%
西 田 昌 弘	16千株	0.9%
木 野 圭 祐	14千株	0.8%

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式19,492株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 平成30年4月1日付をもって、株式会社三菱東京UFJ銀行は株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成29年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	松 田 春 紀	
代 表 取 締 役 常 務 取 締 役	山 田 勝	(海外事業推進室担当) 内線事業本部長
代 表 取 締 役 常 務 取 締 役	下 野 覚	(資材部担当) 経営企画本部長 兼経営企画部長
取 締 役	衣 川 明 夫	常務執行役員 機販事業本部長
取 締 役	山 崎 勉	常務執行役員 (技術本部担当) 電力・産業・プラント事業本部長
取 締 役	永 嶋 靖 史	常務執行役員 大阪支店長
取 締 役	勝 又 誠	常務執行役員 (コンプライアンス担当) 総務本部長
取 締 役	柳 沼 敏 明	常務執行役員 (支店担当) 内線事業本部副本部長 兼業務部長
取 締 役	塩 田 薫 範	弁護士 田辺総合法律事務所パートナー弁護士
取 締 役	野 村 清 二	
取 締 役	本 間 達 朗	三菱電機株式会社関係会社部次長
常 勤 監 査 役	大 堀 宏	
常 勤 監 査 役	小 林 雄 一	
監 査 役	浅 井 満	公認会計士 浅井満公認会計士事務所代表 株式会社エナリス社外取締役 株式会社アイセイ薬局社外監査役
監 査 役	東 哲 也	公認会計士 税理士 東公認会計士事務所代表 日本ロジスティクスファンド投資法人監督役員

(注) 1. 取締役 塩田薫範氏及び取締役 野村清二氏は会社法に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

2. 監査役 浅井 満氏及び監査役 東 哲也氏は会社法に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

3. 監査役 浅井 満氏及び監査役 東 哲也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度末日後に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
山田 勝	代表取締役 常務取締役 (支店・海外事業推進室担当) 内線事業本部長	代表取締役 常務取締役 (海外事業推進室担当) 内線事業本部長	平成30年4月1日
柳沼敏明	取締役 常務執行役員 内線事業本部副本部長兼関東支店長	取締役 常務執行役員 (支店担当) 内線事業本部副本部長兼業務部長	平成30年4月1日

2. 事業年度中に退任した取締役及び監査役

地 位	氏 名	退 任 日
取 締 役	小 林 清	平成29年6月29日
取 締 役	佐 藤 明 憲	平成29年6月29日
取 締 役	松 山 博	平成29年6月29日
取 締 役	森 田 博 則	平成29年6月29日
監 査 役	岡 部 博 憲	平成29年6月29日

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款において社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である塩田薫範氏及び野村清二氏、社外監査役である浅井 満氏及び東 哲也氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	14名 (2名)	148百万円 (16百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5名 (2名)	47百万円 (14百万円)
合 計	19名	196百万円

- (注) 1. 上記金額には、取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役の支給人数には、取締役1名が無報酬のため含まれておりません。
3. 上記の取締役の支給人数には、平成29年6月29日開催の第138回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名が含まれております。
4. 上記の監査役の支給人数には、平成29年6月29日開催の第138回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。
5. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額30百万円（取締役26百万円、監査役4百万円）を含んでおります。
6. 上記支給額のほか、平成29年6月29日開催の第138回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役4名に対し76百万円、監査役1名に対して10百万円支給しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職状況	当社との関係
社外取締役	塩田薫範	弁護士 田辺総合法律事務所パートナー弁護士	— 当社顧問弁護士事務所
社外取締役	野村清二	—	—
社外監査役	浅井 満	公認会計士 浅井満公認会計士事務所代表 株式会社エナリス社外取締役 株式会社アイセイ薬局社外監査役	— — — —
社外監査役	東 哲也	公認会計士 税理士 東公認会計士事務所代表 日本ロジスティクスファンド投資法人 監督役員	— — — —

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
社外取締役	塩田薫範	当事業年度中に開催した取締役会17回のうち、17回出席し、弁護士及び行政官として培われた専門的な知識・経験と高い見識から必要に応じ発言を行っております。
社外取締役	野村清二	当事業年度中に開催した取締役会17回のうち、17回出席し、他社での企業経営等における豊富な経験で培われた高い見識から必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	浅井 満	当事業年度中に開催した取締役会17回のうち、16回出席、また、監査役会13回のうち、13回出席し、公認会計士としての専門的見地から監査役会、取締役会にて必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	東 哲也	当事業年度中に開催した取締役会17回のうち、17回出席、また、監査役会13回のうち、13回出席し、公認会計士としての専門的見地から監査役会、取締役会にて必要に応じ発言を行っております。

Ⅳ．会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 31百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 31百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、弘電社機電工程（北京）有限公司及び弘電社物業管理（北京）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の妥当性及び適正性を確認し、会計監査の職務遂行状況及び監査時間、報酬単価の算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

3．非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①会社の基本方針である「企業理念」、「経営方針」、コンプライアンス方針である「弘電社行動基準」、会社規則である「コンプライアンス規則」のもと、法令遵守と社会倫理の遵守を周知徹底します。
- ②コンプライアンス委員会において、法令遵守等に係る会社の基本方針や啓蒙・教育活動に関する決定を行います。また、各部署の法務マネージャーはコンプライアンス委員会において定められた基本方針に基づき、コンプライアンス活動が社内において、適正且つ迅速に行われるよう、管理する義務を負います。
- ③コンプライアンス体制における内部通報窓口であるヘルプラインを総務部及び顧問弁護士事務所に設置し、法令違反行為を早期に発見、是正することができるコンプライアンス体制とします。
- ④市民生活の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、また反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織全体で毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の文書及びデータについては、文書管理規程に基づき、定められた期間、保存及び管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、社内におけるコンプライアンス、財務、災害、環境、品質、情報セキュリティ、輸出管理のリスク管理担当部門を定めます。各担当部門はそれぞれの部門に属するリスクの管理及び対応策を構築し、また社内へ周知徹底します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を原則月1回開催するとともに、必要に応じて適時取締役会を開催し、重要事項について迅速に意思決定を行います。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、経営戦略会議規則において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めます。

- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①親会社である三菱電機のグループ会社として業務の適正を確保するための体制
 - i. 当社は親会社の内部監査部門による定期監査を受け入れるとともに、親会社の内部通報制度を社内周知徹底することとします。
 - ii. 親会社の実施する親会社グループのコンプライアンス会議及び研修会に出席することとします。
 - ②子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は関係会社管理規則を定め、同規則に基づき子会社から当社担当部門が報告を受けます。また当社取締役会ほか重要会議にて当社担当部門から子会社に関する事項につき報告を行います。
 - ③子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は内部監査規則を定め、監査部による定期的な内部監査を実施し、報告を受けます。また子会社のリスク発生防止のため当社担当部門による、業務支援、教育等を実施します。
 - ④子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i. 当社は関係会社管理規則を定め、同規則に基づき子会社の管理責任部門を定め、子会社の取締役等の職務が効率的に行われることを管理します。
 - ii. 当社より子会社へ役員を派遣し、子会社の取締役等の職務の執行状況について把握します。
 - ⑤子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i. 子会社には当社による監査を定期的を実施します。
 - ii. 子会社に当社より役員を派遣し、子会社の業務の適正性を確認します。
 - iii. 子会社に当社の内部通報制度を周知します。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から要求があった場合、監査役と協議し、職務を補助する使用人を置くこととします。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助する使用人を置く場合、その使用人の任命にあたっては監査役会の同意を得て行うものとし、また、その使用人の人事異動、人事評価等に関しても、監査役会の同意を得るものとします。
また、監査役の職務を補助する使用人は監査役から受けた指示に関して取締役等の指揮命令を受けません。

(8) 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は取締役会等重要会議に出席し、取締役及び使用人から報告を受けるものとします。
- ②監査役は代表取締役と定期的な情報交換会を実施します。
- ③当社の内部監査部門は定期的に監査役に報告を行います。
- ④法令等に定められた事項について子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は速やかに当社の監査役に報告します。
- ⑤監査役が当社並びに子会社の取締役及び従業員等に報告を求めた場合は、速やかに報告するものとし、報告をしたことを理由に不利益な取扱いはしません。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針

- ①監査役が職務執行に必要と判断し、弁護士、公認会計士、その他外部機関を活用し費用が生じた場合、監査費用としてこれを認めます。
- ②監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門より当該費用又は債務を処理します。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、定期的に有効性を評価します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は取締役会にて決議されました「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備・運用しており、その運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 法令遵守（コンプライアンス）体制の運用状況

- ・当社は取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会のもと、委員会を年2回開催し年度方針を策定し、コンプライアンス活動を実施しております。また各部門の部門長を法務マネージャーに任命し委員会で定められた年度方針の推進活動を実施しています。
- ・当社は内部通報窓口として、社内と社外（弁護士事務所）に窓口を設置しています。
- ・当社は反社会的勢力との関係遮断の取組みとして、（公社）警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び（公財）暴力団追放運動推進都民センターに加入するとともに、取引先の属性調査の実施、契約書への暴排条項の挿入等を徹底しております。

(2) 取締役会の効率的な運用状況

当社は取締役会を年間17回開催し、迅速かつ効率的な経営・業務執行が実施されています。また当社は取締役会のバランス・多様性を確保するため、専門性の高い知見や幅広い経験を有する社外取締役を複数名選任するとともに、社内取締役は事業部門、管理部門等からバランス良く選任することとし、取締役会全体の有効性を高めています。

(3) 企業集団に関する体制の運用状況

当社は子会社に対し役員を派遣するとともに、当社のコンプライアンス計画のもと、定期的な監査・教育等を実施しています。また、親会社のグループ会社としては親会社からの監査を定期的に受けるとともに親会社の企業集団の一員としての法令遵守活動を実施しています。

(4) リスク管理体制の運用状況

当社はリスク管理規程を定め、コンプライアンス・財務・災害・環境・品質・情報・輸出等のリスクに対する担当部門を明確化しています。担当部門は委員会等を設置し、リスクに対する管理活動を実施し、問題発生時には取締役会・コンプライアンス委員会等に報告する体制を確立しています。

(5) 財務報告の信頼性を確保する体制の運用状況

当社は財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制委員会を設置し、年度計画に基づき活動し、内部統制の有効性を評価しています。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることの運用状況

当社の監査役は取締役会・経営戦略会議・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席又は会社等から報告を受けています。また監査役は定期的に社長・監査部・会計監査人と情報交換を実施しています。

Ⅵ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針として位置づけ、財務体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実、また、今後の業績の動向等を総合的に判断し、安定的な配当に努めることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の配当につきましては、1株当たり120円の普通配当とさせていただきます。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	20,838	流 動 負 債	11,090
現 金 預 金	1,931	支払手形・工事未払金等	8,152
受取手形・完成工事未収入金等	13,724	短 期 借 入 金	710
未 成 工 事 支 出 金	137	リ ー ス 債 務	12
商 品	371	未 払 金	399
短 期 貸 付 金	3,928	未 払 法 人 税 等	14
繰 延 税 金 資 産	219	未 成 工 事 受 入 金	962
そ の 他	531	賞 与 引 当 金	544
貸 倒 引 当 金	△5	完成工事補償引当金	4
		工 事 損 失 引 当 金	24
		そ の 他	265
固 定 資 産	6,502	固 定 負 債	1,327
有形固定資産	1,384	長 期 リ ー ス 債 務	26
建 物 ・ 構 築 物	790	退職給付に係る負債	981
機械・運搬具・工具器具・備品	40	役員退職慰労引当金	137
土 地	528	そ の 他	182
リ ー ス 資 産	24	負 債 合 計	12,417
無形固定資産	78	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	35		百万円
リ ー ス 資 産	11	株 主 資 本	14,648
そ の 他	31	資 本 金	1,520
投資その他の資産	5,039	資 本 剰 余 金	1,070
投 資 有 価 証 券	1,321	利 益 剰 余 金	12,112
長 期 貸 付 金	1,400	自 己 株 式	△55
退職給付に係る資産	1,851	その他の包括利益累計額	221
繰 延 税 金 資 産	72	その他有価証券評価差額金	115
そ の 他	441	為 替 換 算 調 整 勘 定	166
貸 倒 引 当 金	△47	退職給付に係る調整累計額	△60
		非支配株主持分	53
資 産 合 計	27,340	純 資 産 合 計	14,922
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,340

連結損益計算書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

科 目	金 額
百万円 百万円	
売上高 完成工事高 商品売上高	25,438 8,545
売上原価 完成工事原価 商品売上原価	20,965 7,267
売上総利益 完成工事総利益 商品売上総利益	4,472 1,277
販売費及び一般管理費	4,056
営業利益	1,693
営業外収益 受取利息及び配当金 受取家賃 その他の	40 98 28
営業外費用 支払利息 売上割引 賃貸費用 固定資産除却損 支払手数料 その他の	13 39 42 17 16 15
経常利益	1,715
特別損失 固定資産売却損	238
税金等調整前当期純利益	1,476
法人税、住民税及び事業税法 人 税 等 調 整 額	315
当期純利益	1,161
非支配株主に帰属する当期純利益	9
親会社株主に帰属する当期純利益	1,152

独立監査人の監査報告書

平成30年4月26日

株式会社 弘 電 社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 紀 彰 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 渡 辺 雄 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社弘電社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社弘電社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
百万円		百万円	
流 動 資 産	19,437	流 動 負 債	10,279
現 金 預 金	872	支 払 手 形	44
受 取 手 形	892	電 子 記 録 債	2,097
電 子 記 録 債 権	2,341	工 事 未 払 金	3,527
完 成 工 事 未 収 入 金	8,582	買 掛 金	1,978
売 掛 金	1,583	短 期 借 入 金	500
未 成 工 事 支 出 金	130	リ ー 一 入 債	9
商 品	371	未 払 費 金	376
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	3,933	未 払 法 人 税 等	76
未 収 入 金	404	未 成 工 事 受 入 金	14
繰 延 税 金 資 産	219	預 賞 与 引 当 金	935
そ の 他 流 動 資 産	110	完 成 工 事 補 償 引 当 金	116
貸 倒 引 当 金	△5	工 事 損 失 引 当 金	524
固 定 資 産	6,628	そ の 他 流 動 負 債	4
有 形 固 定 資 産	936	固 定 負 債	23
建 物 ・ 構 築 物	454	長 期 リ ー 一 入 債	49
機 械 ・ 運 搬 具	10	退 職 給 付 引 当 金	23
工 具 器 具 ・ 備 品	22	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	960
土 地	425	そ の 他 固 定 負 債	91
リ ー 一 資 産	22		161
無 形 固 定 資 産	72	負 債 合 計	11,516
ソ フ ト ウ ェ ア	33	純 資 産 の 部	
リ ー 一 資 産	7		百万円
そ の 他 無 形 固 定 資 産	31	株 主 資 本	14,433
投 資 そ の 他 の 資 産	5,619	資 本 金	1,520
投 資 有 価 証 券	1,321	資 本 剰 余 金	1,070
関 係 会 社 株 式	9	資 本 準 備 金	1,070
関 係 会 社 出 資 金	578	利 益 剰 余 金	11,898
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,420	利 益 準 備 金	312
破 産 更 生 債 権 等	9	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,585
前 払 年 金 費 用	1,896	別 途 積 立 金	7,610
敷 金 保 証 金	142	繰 越 利 益 剰 余 金	3,975
繰 延 税 金 資 産	72	自 己 株 式	△55
そ の 他 投 資 等	215	評 価 ・ 換 算 差 額 等	115
貸 倒 引 当 金	△47	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	115
資 産 合 計	26,066	純 資 産 合 計	14,549
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,066

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

– 23 –

独立監査人の監査報告書

平成30年4月26日

株式会社 弘 電 社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 紀 彰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡 辺 雄 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社弘電社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月27日

株式会社 弘 電 社 監査役会

常勤監査役 大 堀 宏 ㊟

常勤監査役 小 林 雄 一 ㊟

監 査 役（社外監査役）浅 井 満 ㊟

監 査 役（社外監査役）東 哲 也 ㊟

以 上

株式についてのご案内

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	定時株主総会については3月31日とします。 その他必要があるときはあらかじめ公告して定めます。
公告方法	電子公告の方法により行います。 ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL (http://www.kk-kodensha.co.jp/)
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関 (同連絡先)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ご注意)

1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱い出来ませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

〒104-0061 東京都中央区銀座五丁目11番10号

株式会社 弘電社

電話 (03) 3542-5111 (代表)

